	(5) 電気装置	a　充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	機能に異常がないこと。
		b　バッテリー	①　電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケーターの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	①　電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケーターの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
			②　端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	②　緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
		c　配線	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
			②　損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
	(6) エアコンプレッサー		①　コンプレッサーを作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。	①　異常振動及び異音がないこと。
			②　コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	②　エア漏れ及び油漏れがないこと。
			③　エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜まっていないかを調べる。	③　水が溜まっていないこと。
			④　アンローダー機能の適否を調べる。	④　上限規定圧力で無負荷運転になり、下限規定圧力で負荷運転になること。
2　原動機（ガソリンエンジンに限る。）	(1) 本体	a　始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、かつ、異音がないこと。
		b　回転の状態 c　排気の状態 d　エアクリーナー e　締付け f　弁すき間 g　圧縮圧力 h　過給機 i　エンジンマウント	この表の「1　原動機(ディーゼルエンジンに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 潤滑装置		この表の「1　原動機(ディーゼルエンジンに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) 燃料装置		①　燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	①　燃料漏れがないこと。
			②　燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	②　損傷及び劣化がないこと。
			③　燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③　著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
	(4) 高圧ガス燃料装置		①　導管及び接続部についてガス漏れの有無を調べる。	①　ガス漏れがないこと。
			②　導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
			③　ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。	③　緩み及び損傷がないこと。
	(5) ブローバイガス還元装置		①　メターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　メターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	②　詰まり及び損傷がないこと。
	(6) 冷却装置		この表の「1　原動機(ディーゼルエンジンに限る。)」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(7) 点火装置		①　ディストリビューターのキャップの亀裂の有無を調べる。	①　亀裂がないこと。
			②　高圧コード端部の損傷の有無及びディストリビューターへのはめ込みの適否を調べる。	②　損傷がなく、かつ、はめ込みが正常であること。
			③　コンタクトポイント間の隙間並びに接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	③　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、焼損及び突起がないこと。